

＜みん・みん会員だより＞NO. 30 (2020. 7. 15)

木曽川上下流で、つながり・関係する「場」を創っていく

いかがお過ごしでしょうか。

私たちは、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」を合言葉に、木曽川上流域と下流域の人びとの交流・連携を取り組んできました。昨年の11月30日に、みん・みんの会第10回総会を開いて、新年度の活動計画の方針を提案・承認されました。

2020年1月26日(日) 午後に名古屋市中区役所ホールで、「水でつながる命～上下流交流のあゆみと未来」をテーマに第10回木曽三川流域連携シンポジウム(主催:木曽三川流域自治体連絡会議)が300人余が参加して開かれました。「将来にわたり木曽三川の恩恵を受け続けるために水でつながる木曽三川流域の未来について、あなたはいつ考えますか?今、考える」と呼びかけられている今回のシンポで、みん・みんの会は事例発表をしました。

「川は生命(いのち)のつながり」として、木曽川の水を生活水、農業用水、工業用水として長野県、岐阜県、愛知県、三重県の775万人が恩恵を受けている、「上流への感謝を“かたち”に」として上流域の商品を下流域の人びとが安全・安心な宅配を行っている名古屋生活クラブやアイチョイスを通じて購入、その売上の2%を「木曽川流域水源の里基金」として積み立て、その活用として長野県木曽青峰高校インテリア科に木製玩具の制作を行っていること、「行きつけの場を作り、上流域の人びとと顔の見える関係を」などを話しました。

1月29日(水) 午前10時から木曽町にある長野県木曽青峰高校インテリア科・課題研究発表会に参加しました。



その中で、3人の男子高校生による「知育おもちゃの開発～名古屋市科学館との連携プロジェクト～」などの発表を聞きました。①子どもに喜んでもらえるおもちゃを作る②安全・安心に遊べるおもちゃを作る③今までになかったようなものを作る、この3点のコンセプトで「ヒノキのガチャガチャ」「スリットドラム」「ウッドピアノ」＝写真左から＝の作品の苦労したことなどが3人から話されました。

しかし、2月19日(水) 午前11時から名古屋市科学館で、予定していたおもちゃの贈呈式は、主役の高校生が「コロナ」の影響で参加できなくなってしまいました。

2020年春からの「コロナ禍」は、私たちの活動にとって多くの「壁」をもたらしました。移動の制限や催しの中止などによって、私たちは「ホームステイ」状態になってしまいました。

これ以降、4月「春の蔵開き」、5月の飛騨川上流への取り組み、6月の「なごや水フェスタ」など、中止になってしまいました。9月の今池まつりも中止の連絡が来ました。残念です。

7月には、大量の雨によって河川が氾濫し、甚大な被害がもたらされています。「自然災害、経済破壊、政治的緊張など、何が現われても不思議ではない時代、それが、いま私たちが生きている時代である」「…ウイルスと共存、共生できる社会のかたちを見つける。自然に支えら

れていると実感できる社会をつくりだす。…」(2020年5月24日付中日新聞。「視座」)

「コロナ禍」で分かったことは「地球は一つ」ということ。「〇〇ファースト」ではなく、お互いに、支え合い助け合っていくことは「地域」から創造していくことだと思っています。今日の政治は信頼や責任、情報開示が全く遠くなっている実態です。

平和的生存権を「地域的に考え、地球的に行動する」「地球的に考え、地域的に行動する」つながり、関係する「場」を創っていきます。他者を感染させないことに自らが注意しながら、動いていきます。

“人が動き、モノが動き、ココロが動いて”関係が積み重なっていく木曾川上下流交流・連携を取り組んでいきます。今後ともご支援・お力添えをよろしくお願いいたします。(かわさき)

コロナ禍における、小池糰店や木曾町の現状について

～今までとは違う生活においても、営みや交流は途絶えない関係を～

3月初めに全国の小中高校へ臨時休校要請が出ました。木曾町や郡内の小中高校も休校になりました。とはいっても、その当時、木曾郡内では感染者もいないし、長野県でも2人でしたので、人々はどこか対岸の火事というか、都市部の問題であって自分たちの生活様式に大きく影響を及ぼすとは思っていませんでした。ただ公的な行事などはだんだん中止の選択を迫られるようになってきて、私が関わっている合唱団も3月最終週から練習休止になりました。

4月に入ってから観光客も激減し、居酒屋なども営業自粛するようになりました。そうしているうちに木曾郡内で1家族4人の感染が確認されると、人々の意識もかなり変わりました。いつ誰が陽性になってもおかしくないのですが、もし自分が感染したらたくさんの方々に迷惑をかけてしまう不安に覆われています。これは今でもみんなの心に刻まれています。この6月になっても以前のように飲み会や遠出などを積極的には出来ずに様子見しながら過ごしています。

そんな中、当店では4月18日に予定されていた町内2酒蔵と同時開催の「春の蔵開き」(当店にとって年間で1番大きなイ



2016年4月の蔵開きの様子

ベント)の中止や、GW期間中は予約のお客様のみの営業、また味噌作り教室、お料理教室をされているお客様たちの教室休止によって注文も止まるなど、売り上げはかなり落ち込みました。それでも食の大切さや免疫力を上げることが重要だと前から実践されている方、そしてこの度新しく意識を持たれた方たちなどから途切れることなくご注文をいただいています。前述の蔵開きイベント中止に伴い、蔵開き実行委員会が「中止になった蔵開きを自宅で楽しんで」というクラウドファンディングを立ち上げ、150人ほどの方々から100万円を超える支援が集まり返礼品も送らせていただきました。改めてたくさんの方々

と「関係人口」として繋がっていくことが重要なのだと感じています。

地域の経済は、もちろんこのコロナ禍で大打撃を受けています。しかしもっと前からさまざまな影響を受けています。まず昨年6月の「老後2000万」発言、10月には台風19号によって伊那へとつながるトンネル入口の橋が崩落し2ヵ月もの間の通行止め、そして10月からの消費増税。いくつもの要素が重なり大きく落ち込む1年となりました。自然災害などの避けられない事は受け入れて頑張るしかないのです

が、政治の都合で私たちの生活が圧迫されることは阻止しなければいけません。

今後は今までの常識とは違う生活になると思います。それでもウィルスとは正しく対峙しながら、人の営みや交流が途絶えることがないように願っています。

この厳しい状況にありながらも「上流は下流を思い、下流は上流へ感謝する」理念のもと、今年も8月1日に味噌の天地替えを行います。たくさんの皆さんにお会いできるのをお待ちしております。

(文責：唐沢裕之)

2020年みんな・みんな楽作隊が始動

大豆作り・味噌造りを通して上下流の関係を深めて…

5月30日、長野県木祖村の高原荘に隣接する苗床にまいた大豆の種は3週間後、元気に出そろいました。立派な苗です。

6月20、21日、梅雨の合間好天に恵まれた中、マルチの張られた畑に大豆の苗を移植しました。畑には他にポップコーン、落花生、かぼちゃ、サニーレタスなども植えました。秋の収穫まで、ほぼ連月何らかの作業があります。夏には枝豆やサニーレタス、トウガラシの収穫が楽しみです。

草取りも大事な作業です。

一度も訪れたことのない方はぜひ一度、標高1,100mにある豊かな自然の中にある大豆畑を見に来てください。10年目を迎えた大豆作りは地元の笹川さんの支えによるものが大きいのですが、下流域からの皆さんの参加が不可欠です。

今回残念だったのはこだまの森の食堂が休業中でソフトクリーム、山菜そばが食べられなかったことと、同スタッフの皆さんに会えなかったのは寂しかったです。

鳥が鳴き花が咲き、自然の中での農作業で汗をかきますが、爽やかな高原の風が癒してくれます。

木祖村でお会いしましょう！（しのぎき）



☆「みんな・みんな楽作隊」の会員を募集しています。会費は5,000円/年です。

乗用車相乗りの場合、交通費は無料。味噌「みなもと」玉造り・突き込み各1袋 大豆500gを配分します。（作況により変動あり）ボランティア保険に加入します。

連絡先： 近藤進 090-4150-6156

今後の予定

- 8月1～2日 味噌の天地返し 草取り
- 8月29～30日 草取り 赤かぶの種まき
- 9月26～27日 稲刈り体験
- 10月24～25日 大豆収穫
- 11月14～15日 大豆殻たたき

☆宿泊は「高原荘」です。一泊二食 8,360 円(税込み) 日帰り参加も可能ですので相談してください。初めての方は乗車定員の確認や保険の加入等の手続きが必要ですので一週間以上前に連絡してください。作業できる服装と着替えを忘れずに。長靴と作業手袋は予備がありますが各自持参で。

食物アレルギーのある方は必ずお知らせください。

真夏の暑い日でも木祖村は5~6℃気温が低く爽やかな風が吹いています。夜は澄んだ空に星が瞬きます。

一緒に「行きつけの場所」を作っていきましょう。上下流の人と人との「顔の見える繋がり」を作っていきましょう。

種苗法「改正」案は審議できず、次期国会へ

植物の種の豊かな栄養分を私たち人間は食の中に取り入れ、農作物の種として採取・保存し作物を作り続けてきました。種子の採取・保存は農家の権利として世界的に認められています。私たちはこの種子について、2018年に廃止された「主要農作物種子法(種子法)」をめぐる、関心を高めてきました。

その後、廃止された種子法と同じような効力を備えた各県毎の自治体の「種子条例」の制定を求める運動が起こり、ほぼ半数の道県で成立しています。国の主要食料確保のために主要種子を守るのが「種子法」でしたし、各自治体の「種子条例」も農家の種子を守るため制定されています。

ここにもう一つ、今年の定例国会に政府は、「種苗法」改正案を提出していて、農民・市民あげて反対し、撤回を求めています。しかし、この種苗法改正案は審議入りすら出来ずに、6月17日に今国会は閉会し、次期国会扱いとなりました。

「種苗法」では、新品種を育成した者の育生者権を保護するために、登録された種苗の無断栽培を禁止し、育生権者は種苗の

使用料を徴収できます。開発された新品種を保護するためです。しかし、購入した種子・種苗を農家が自主採取し栽培することは例外規定として、農業者の権利として認められてきていました。

改定案はこの農家の権利、自家採取、自家増殖が原則禁止になるのです。これまで登録品種の一部に限られていた自家増殖禁止を、全作物種にまで拡大することになります。自家増殖が禁止されると、地域や経営にあった品種の確保が困難になるとか、経費が増大するなどの懸念が出されています。

アメリカの巨大財団は世界食料支配のために資金を提供し、新品種開発に乗り出してきました。このようにして開発された新品種を保護するために、1961年、「植物の新品種保護に関する国際条約」が結ばれました。日本はこの条約に加盟するために、1978年に「種苗法」を制定しました。今回の改定も企業の権利強化、農家の権利縮小が目的です。種子は誰の物か。農家の種子に対する権利が奪われることとなります。(水原博子)

皆様、2020年度の活動へ一層ご支援・ご協力をお願いします。

水源の里を守ろう 木曾川流域みんなの会

連絡先：〒464-0075 名古屋市千種区内山3-7-11 斎藤事務所気付
TEL 052-745-1001 FAX 052-741-2588 mail: suigenosato@gmail.com